

笠間市し尿等収集運搬体制の見直しについて

1. 目的

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を、迅速かつ衛生的に処理するため、市民へのし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬需要への対応及び公共サービスの向上を図るべく、効率的かつ円滑な収集運搬体制の確立に向けた見直しを行います。

2. 背景

現在、本市のし尿・浄化槽汚泥収集運搬は、合併前の旧市町の区域を踏襲したもので一部地域では事業者が1社と限定されています。

また、平成28年第1回笠間市議会定例会において「し尿・汚水などの生活排水処理事業に関する請願」が採択され、収集運搬事業者の複数社制が求められています。

これらを踏まえ、平成30年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、民間団体の役員、学識経験者等の方々に構成された笠間市環境審議会からの答申を基に、効率化・円滑化を図るため、収集運搬区域の見直しを行う方向性を決定しました。

3. 見直しの内容（別紙参照）

	収集運搬の区域	事業者数
現行の体制	笠間地区	1社（博相社）
	友部地区	2社（茨城友清、笠間保全）
	岩間地区	1社（笠間保全）
見直後	市全域	3社（博相社、茨城友清、笠間保全）

※処理区域は、笠間地区は筑北環境衛生組合 クリーンセンター
友部・岩間地区は茨城地方広域環境事務組合 し尿処理施設

4. スケジュール

平成30年10月に新しい収集運搬区域の体制でスタートします。

平成30年度		
4月～7月	8月～9月	10月～
事業者説明会	周知期間	新体制スタート

笠間市し尿等収集運搬体制（現行）

筑北環境衛生組合処理区域
（笠間地区）



- = 笠間地区
（株）博相社
- = 友部地区
（株）笠間保全 友部事務所
（有）茨城友清
- = 岩間地区
（株）笠間保全 岩間事務所

茨城地方広域環境事務組合処理区域
（友部・岩間地区）

笠間市し尿等収集運搬体制（見直後）

筑北環境衛生組合処理区域
（笠間地区）



- 許可業者
- ・（株）博相社
 - ・（有）茨城友清
 - ・（株）笠間保全

茨城地方広域環境事務組合処理区域
（友部・岩間地区）